

1 国際法の中で自然権思想が現われているものの具体例

世界人権宣言（1948年12月10日国連総会において採択）第1条

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

⇒ 外務省仮訳（同省ホームページ掲載）

2 「公共の福祉」に関する高見勝利・上智大学教授の憲法審査会における見解

「公共の福祉という概念というのは、これは憲法で申しますとどういうか、国家自体の存立目的が言わば国民の権利、自由というのを守るということが前提になって組み立てられているという、そういった概念なわけです。

したがって、この公共の福祉という概念というのは、人権を制約する場合には少なくとも内在的な制約ということでしか説明は付けていないわけですよね。これは、外在的な制約でもって人権制限できるとなると、これはつまり、特定の国家のある目的を引っ張り出

してくれればそれによって人権制限ができるという、そういう議論になるわけですね。そのところをぎりぎり、そういったことは駄目だということで組み立てている理論なわけです。したがって、これに公益とか公序という民事法上あるいは刑事法上の、刑法上のそういった概念を用いて説明するとなると非常に広がってしまうわけですよね。」

⇒ 第180回国会参議院憲法審査会会議録第5号 平成24年5月16日 p.10.
(高見勝利参考人の発言)

3 公共の福祉に関する一元的外在制約説

この説は、美濃部達吉¹によって代表される当初の通説であったが、一般に、「公共の福祉」の意味を「公益」とか「公共の安寧秩序」と言うような、抽象的な最高概念として捉えているので、法律による人権制限が容易に肯定されるおそれが少なくなく、ひいては、明治憲法における「法律の留保」のついた人権保障と同じことになってしまわないか、という問題があった。

⇒ 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』岩波書店, 2011, p.99.

¹ 美濃部達吉『日本国憲法原論』有斐閣, 1949, pp.166, 194.
平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員 小西洋之
国立国会図書館作成資料

参考：大日本帝国憲法における「法律の留保」の例

第二十二条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

4 大日本帝国憲法第 28 条における「安寧秩序」の意味

⇒ **資料①**

○「安寧秩序ヲ防グトハ信仰ノ自由及ビ宗教的行為ノ自由ニ依ル行為ガ社会ノ秩序ヲ害スルコトナリ。即チ安寧秩序ト云フハ広ク社会ノ秩序ト云フト同ジ」

⇒ 佐々木惣一『日本憲法要論（訂正第 3 版）』金刺芳流堂, 1932, pp.243-244.

5 出版法及び治安警察法の「安寧秩序」に関する規定例

⇒ **資料②**

○出版法（明治 26 年法律第 15 号）（抄）

第十九条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十七条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スル文書図画ヲ出版シタルトキハ著作者、発行者ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

○治安警察法（明治 33 年法律第 36 号）（抄）

第八条 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得

② 結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

6 中華人民共和国憲法における権利行使の制限に関する規定

第 51 条 [自由・権利の濫用禁止]

中華人民共和国市民は、自由および権利を行使する際、国・社会・集団の利益およびその他の市民の合法的自由および権利を害してはならない。

⇒初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集(第2版)』三省堂, 2010, p.363.
(鈴木賢訳)

第 51 条 [自由及び権利の行使の制限]

中華人民共和国市民は、自由及び権利を行使するときには、国家、社会、集団の利益及びその他の市民の合法的自由及び権利を害してはならない。

⇒高橋和之編『[新版] 世界憲法集』(岩波文庫) 岩波書店, 2007, p.520.
(高見澤麿訳)

7 人権規定の改正の可否（憲法改正の限界）

日本国憲法の改正には、法的な限界がある（多数説）。国民主権及びこれと不可分の基本的人権が限界の対象をなすことについて、異論は見当たらない。

⇒ 中村睦男『憲法30講（新版）』青林書院, 1999, pp.280-281.

近代憲法は、「人間は生まれながらにして自由であり、平等である」という自然権の思想を、国民に憲法制定権力が存するという考え方に基づいて、成文化した法である。この自由の原理と国民主権とが、ともに「個人の尊厳」の原理に支えられて不可分に結び合って共存の関係にあるのが、近代憲法の本質であり理念である。したがって、憲法改正権は、人権宣言の基本原則を改変することは許されない。

⇒ 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』岩波書店, 2011, pp.386-387.

8 憲法第13条の意義

- 個人の尊厳の尊重⇒個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理の表明。憲法の基本原理として、国政全般を支配する。
- 幸福追求権⇒「生命、自由及び幸福追求に対する権利」の総称として主張される権利。人権保障の一般原理を示すにとどまらず、具体的の権利性を肯定する見解が通説
- 公共の福祉⇒人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理（通説的見解）

⇒ 野中俊彦ほか『憲法I（第5版）』有斐閣, 2012, pp.270-273. (野中俊彦執筆)

⇒ 大須賀明ほか編『三省堂 憲法辞典』三省堂, 2001, pp.132-133. (戸波江二執筆)
pp.145-146. (佐藤幸治執筆)

レ信仰ノ制限ナリ、從テ信教ノ制限ナリ。(例、臣民ヲシテ國家ニ向テ如何ナル事。仰チ有スルカナ申出アシムルが如シ。)此ノ如キ制限ヲ受ケザルコトヲ信仰表白ノ自由ト云フ。(ロニニ信仰ノ宣傳ヲ爲シ又ハ宣傳ヲ爲サルコトヲ命ズルコトアリ。是レ信仰ノ制限ナリ、從テ信教ノ制限ナリ。)此ノ如キ制限ヲ受ケザルコトヲ信仰宣傳ノ自由ト云フ。(ハニニ信仰ノ教育ヲ受ケ又ハ受ケザルコトヲ命ズルコトアリ。是レ信仰ノ制限ナリ、從テ信教ノ制限ナリ。)此ノ如キ制限ヲ受ケザルコトヲ信仰教育ノ自由ト云フ。(三四ニ信仰ノ如何ニ依テ特別ノ利益又ハ不利益ヲ與フルコトアリ。是レ信仰ノ制限ナリ、從テ信教ノ制限ナリ。)此ノ如キ制限ヲ受ケザルコトヲ信仰結果ノ自由ト云フ。

次ニ宗教的行爲トハ、自由トハ、宗教的行爲ヲ行フコトニ付國家ヨリ制限セラレザ
ハコトヲ謂フ。換言セバ、臣民ガ任意ニ之ヲ決定シ、國家ヨリ干涉セラレザルコト
ナリ。國家ノ干渉ニ直接及ビ間接ニアルコトハ、信仰ノ自由ニ於ケルト同ジ。
宗教的行爲トハ、宗教ノ信仰ヲ其ノ行爲ニ於テ具體的に實現スルコトナリ。(例、宗
教儀式、禮拝、所屬チ行為、宗教上)此等ノ行爲ハ、私宅内ニ於テ行ハル、ト公開ノ場所ニ於

テ行ハル、トヲ問ハズ共ニ其ノ宗教的行爲ナリ。之ニ干涉スルハ宗教的行爲ノ制限ナリ、從テ信教ノ制限ナリ。然ルニ人ガ宗教的行爲ヲ行フハ或ハ個人的ニ爲シ或ハ多數共同シテ爲ス。宗教上ノ信仰ヲ同ジクスル者ハ寧ロ其ノ宗教的行爲ヲ共同シテ爲スノ傾向ヲ有ス。故ニ以上宗教的行爲ヲ爲スノ自由ハ決シテ個人的ニ之ヲ爲スノ自由ノミニ限オズ共同シテ之ヲ爲スノ自由ヲモ含ム。即チ當然ニ宗教團體ヲ作用ルノ自由ヲ含ムモノトス。

以上ノ意味ニ於ケル信教ノ自由ヲ抑壓シ信教ヲ制限スルハ必ス臣民ガ安寧秩序ヲ妨グ又ハ臣民タルノ義務ニ背ク場合ナルコトヲ要ス。然ラザル場合ニ之ヲ制限スルハ臣民ノ権利ノ侵害ナリ。且信教ノ制限ハ始メヨリ信仰ノ直接ノ干渉即チ宗教ノ信仰ヲ有セシメ又ハ有セザラシムルコトヲ含マズ。此ノ如キハ人ノ内心ノ状況ニシテ本來國家ノ干涉ニ依テ如何トモスル能ハザルモノナリ。即チ信仰ノ自由中ノ信仰表白ノ自由、信仰宣傳ノ自由、信仰教育ノ自由、信仰結果ノ自由及ビ宗教的行爲ノ自由ニ付テ制限ノ問題ヲ生ズ。(一)安寧秩序ヲ妨クトハ信仰ノ自由及ビ宗教的行爲ノ自由ニ依ル行爲が社會ノ秩序ヲ害スルコトナリ。即チ安寧

寧秩序ト云フハ廣ク社會ノ秩序ト云フト同シ從テ善良ナル風俗ヲモ合ムモノトス。我國法上ノ用語トシテハ、安寧秩序ト風俗トヲ對照シテ用キルヲ寧口例トスレドモ、(帝國憲法第五十九條、出版法第十九條以下、新附法第四十一條、安寧警察法第十六條參照)茲ニ所謂安寧秩序トハ此ノ兩者ヲ併セテ廣ク社會ノ秩序ノ義ナリ。此ノ意味ニガラク寧秩序ヲ妨グル場合ニハ右ノ行爲ヲ制限スルコトヲ得。二臣民タルノ義務ニ背クトハ一般ニ臣民トシテ有スル義務ニ背クトナリ。此ノ如キ義務ハ今一々示スコト能ハズ。此ノ意味ニ於テ臣民タルノ義務ニ背ク場合ニハ右ノ行爲ヲ制限スルコトヲ得。例、臣民が武宗欲ノ數萬兵ニ從就ケテ拒ムガ如キハ、固ヨリ信教ノ自由ナリトシテ。唯臣民タルノ義務中特ニ説明ヲ要スルモノガリ。法律命令ニ遵由スルノ義務ト有ス。(第一編第一章第二節)是レ前ニ所謂臣民タルノ義務ニ屬ス。故ニ信教ノ自由ニ依ル行爲ト雖法令ニ遵由スルヲ要シ、之ニ遵由セザルトキハ之ヲ制限スルコトヲ得。然レドモ茲ニ法令トハ特ニ信教ヲ制限スルコトヲ定メタル法令ヲ除外シ、他ノ法令ヲ指ス。蓋シ若シ特ニ信教ヲ制限スルコトヲ定ムル法令ニ遵由スルコトヲ要ストシ之ニ遵由セサルコトヲ以テ臣民タル

ノ義務ニ背クモノトシ即チ信教ノ自由ヲ認メオトセシカ信教ノ法令ヲ以テ任意之ヲ制限シ得ルコトナリ結局帝國憲法が信教ヲ制限シ得ル場合ヲ定メタルコト無意味ニ歸スベケレバナリ。然レドモ此ノ如キ法令ヲ除キ他ノ普通ノ法令ニ遵由スベキモノナルガ故ニ信教ノ自由及ビ宗教的行爲ノ自由ニ依ル行爲ト雖其ノ行爲ノ屬スル種類ノ一般ノ行爲ニ關スル法ノ適用ヲ受ク。從テ其ノ行爲ハ制限セラルコトアリ。然レドモ此ノ制限ハ國家ノ宗教政策トハ關係ナキ他ノ政策ノ目的ノ爲ニスルモノナリ信教ノ自由ニ依ル行爲ナルノ故ニ制限スルニ非ス。從テ信教ノ自由ハ存スルナリ。(例)信仰ノ自由ニタル信仰表白ノ自由ヲ依リテ表白セズ不可也。此等ノ行為ニ關スル治安警察法、出版法、新聞紙法等ニ依テ取締ラレシ又宗教的行爲ノ自由ニ依リ、會等ヲ爲スコトヲ得一般ニ此等ノ行為ニ關スル治安警察法、建築ニ關スル市街地建築物法、結社ニ關スル治建テ、宗教團體作成コトヲ禁シ、其會ニ關スル治安警察法、建築ニ關スル市街地建築物法、結社ニ關スル安警察法ニ依テ取締ラレシが如シ。以上ノ場合ニ於テ其ノ行為ニ干渉スルハ信教其ノモノニ干渉スルニ非スル。

信教ノ自由權ヨリ次ノ結果ヲ生ズ。(一)安寧秩序ヲ妨グル場合又ハ臣民タルノ義務ニ背ク場合ニ非ザレバ信教ヲ制限スルヲ得ズ。右ノ場合ニ非ズシテ之ヲ制限スルハ臣民ノ權利ノ侵害ナリ。右ノ場合ニ非ザレバ法律ニ依ルモ信教ヲ制限スルヲ得ザルナリ。(二)安寧秩序ヲ妨グル場合又ハ臣民タルノ義務ニ背ク場合ニ

第四十条、第四十一条及第四十四条乃至第五十二条
ノ規定ハ更新ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ
第四十九条第二項中監獄トアルハ予防拘禁所トス

第五十六条 予防拘禁ノ期間ハ決定確定ノ日ヨリ起算
ス
拘禁セラレザル日数又ハ刑ノ執行ノ為拘禁セラレタ
ル日数ハ決定確定後ト離モ前項ノ期間ニ算入セズ

第五十七条 決定確定ノ際本人受刑者ナルトキハ予防
拘禁ハ刑ノ執行終了後之ヲ執行ス
監獄ニ在ル本人ニ對シ予防拘禁ヲ執行セントスル場
合ニ於テ移送ノ準備其ノ他ノ事由ノ為特ニ必要アル
トキハ一時拘禁ヲ繼續スルコトヲ得
予防拘禁ノ執行ハ本人ニ對スル犯罪ノ検査其ノ他ノ
事由ノ為特ニ必要アルトキハ決定ヲ為シタル裁判所
ノ検事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢
事ノ指揮ニ因リ之ヲ停止スルコトヲ得
刑事訴訟法第五百三十四条乃至第五百三十六条及第
五百四十四条乃至第五百五十二条ノ規定ハ予防拘禁
ノ執行ニ付之ヲ準用ス

第五十八条 予防拘禁ニ付セラレタル者収容後其ノ必

要ナキニ至リタルトキハ第五十五条ニ規定スル期間
滿了前ト離モ行政官庁ノ処分ヲ以テ之ヲ退所セシム
ベシ
第四十条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十九条 予防拘禁ノ執行ヲ為サルコト一年ニ及
ビタルトキハ決定ヲ為シタル裁判所ノ検事又ハ本人
ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事ハ事情ニ因リ
其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得
第四十条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第六十条 天災事変ニ際シ予防拘禁所内ニ於テ避難ノ
手段ナシト認ムルトキハ収容セラレタル者ヲ他所ニ
護送スベシ若シ護送スルノ暇ナキトキハ一時之ヲ解
放スルコトヲ得
解放セラレタル者ハ解放後二十四時間内ニ予防拘禁
所又ハ警察官署ニ出頭スベシ

第六十一条 本章ノ規定ニ依リ予防拘禁所若ハ監獄ニ
収容セラレタル者又ハ勾引状若ハ逮捕状ヲ執行セラ
レタル者逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ処ス
前項第一項ノ規定ニ依リ解放セラレタル者同条第二
項ノ規定ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

第六十二条 収容設備若ハ械具ヲ損壊シ、暴行若ハ脅
迫ヲ為シ又ハ二人以上通謀シテ前条第一項ノ罪ヲ犯
シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第六十三条 前二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六十四条 本法ニ規定スルモノノ外予防拘禁ニ關シ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五条 朝鮮ニ在リテハ予防拘禁ニ關シ地方裁判
所ノ為スベキ決定ハ地方法院ノ合議部ニ於テ之ヲ為
ス

朝鮮ニ在リテハ本章中地方裁判所ノ検事トアルハ地
方法院ノ検事、思想犯保護觀察法トアルハ朝鮮思想
犯保護觀察令、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於
テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス

附 則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一章ノ改正規定ハ本法施行前從前ノ規定ニ定メタル
罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル
刑が從前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ從前ノ規
定ニ定メタル刑ニ依リ処断ス

第二章ノ改正規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件

ニ付テ之ヲ適用セズ

第三章ノ改正規定ハ從前ノ規定ニ定メタル罪ニ付本法
施行前刑ニ處セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス
本法施行前朝鮮刑事令第十二条乃至第十五条ノ規定ニ
依リ為シタル搜査手続ハ本法施行後ト離モ仍其ノ効力
ヲ有ス

前項ノ搜査手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモ
ハ之ヲ本法ニ依リ為シタルモノト看做ス
本法施行前朝鮮思想犯予防拘禁令ニ依リ為シタル予防
拘禁ニ關スル手續ハ本法施行後ト離モ仍其ノ効力ヲ有
ス

前項ノ予防拘禁ニ關スル手續ニシテ本法ニ之ニ相當ス
ル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ為シタルモノト看做

〔関連法規抄〕

出版法抄(明二六・四・一四、法一五)

第十六条 罪犯ヲ煽動シ若ハ曲庇シ又ハ刑事ニ触レタ
ル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ嘗恤シ又ハ刑
事裁判中ノ者ヲ陷害スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得

第十七条 重罪等罪ノ予審ニ關スル事項ハ公判ニ付セ
サル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス
傍聴ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得
ス

第十八条 外交軍事其ノ他官厅ノ機密ニ關シ公ニセサ
ル官ノ文書及官厅ノ議事ハ當該官厅ノ許可ヲ得ルニ
非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

法律ニ依リ傍聴ヲ禁シタル公会ノ議事ハ之ヲ出版ス
ルコトヲ得ス

第十九条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ擾乱スルモノ
ト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキヘ内務大臣ニ於
テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコ
トヲ得

第二十条 皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ、政体ヲ変更シ又ハ
国憲ヲ紊乱セムトスル文書図画ヲ出版シタルトキハ
著作者、発行者、印刷者ヲ一月以上二年以下ノ懲
罰ニ處シ二十円以上三百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十一条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ擾乱スル文
書図画ヲ出版シタルトキハ著作者、発行者ヲ十一日

以上六月以下ノ懲罰又ハ十円以上百円以下ノ罰金
ニ處ス

第二十二条 第十六条第十七条第十八条第二十一条ニ
触ル、文書図画ヲ出版シタルトキハ著作者、発行者
ヲ十一日以上一年以下ノ懲罰又ハ十円以上三百円
以下ノ罰金ニ處ス

第二十三条 第十九条第二十一条ニ依リ発売頒布ヲ禁セラレタル文
書図画ヲ発売頒布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ発
売頒布セサル文書図画ハ之ヲ沒收ス

新聞紙法(抄) (明四二・五・六、法四二)

第十九条 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ予審ノ内
容其ノ他檢事ノ差止メタル捜査又ハ予審中ノ被告事
件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ弁論ヲ掲
載スルコトヲ得ス

第二十条 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シ
タル議会ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議
ノ議事ヲ許可ヲ受ケシテ掲載スルコトヲ得ス讀願
書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

第二十一条 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ヘ曲庇シ又ハ犯罪
人若ヘ刑事被告人ヲ賞讃若ヘ教誨シ又ハ刑事被告人

ヲ陥害スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十三条 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧
秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其
ノ発売及頒布ヲ禁シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押
フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載
ヲ差止ムルコトヲ得

第四十一条 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ
新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人、編輯人ヲ六月以
下ノ懲罰又ハ二百円以下ノ罰金ニ處ス

第四十二条 皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ政体ヲ変更シ又ハ朝
憲ヲ紊乱セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルト
キハ発行人、編輯人、印刷人ヲ一年以下ノ懲罰及三
百円以下ノ罰金ニ處ス

警察犯処罰令(抄) (明四一・九・二九、内二六)

第一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ三十日未満ノ拘
留ニ處ス

一 故ナク人ノ居住若ヘ看守セサル邸宅、建造物及
船舶内ニ潜伏シタル者

二 壞淫ヲ為シ又ハ其ノ媒介若ヘ容止ヲ為シタル者

三 一定ノ住居又ヘ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
四 故ナク面会ヲ強請シ又ハ強説威迫ノ行為ヲ為シ
タル者

違憲罪取扱例(抄) (明一八・九・二四、太皆三一)

第一条 警察署長及ヒ分署長又ヘ其代理タル官吏ヘ其
管轄地内ニ於テ犯シタル違憲罪ヲ即決スベシ但私訴
ハ此限ニ在リス

第二条 即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽
キ証據ヲ取調べ直チニ其言證ヲ為スベシ
又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ
出庭セサル時ハ直チニ其言證ヲ本人又ヘ其住所ニ
送達スルコトヲ得

第三条 即決ノ言證ニ對シテハ違憲罪裁判所ニ正式ノ
裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ経シテ直
チニ上訴ヲ為スコトヲ得ス

第五条 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言證ヲ為シ
タル警察署ニ申立書ヲ差出スベシ但其期間ハ第二条

第一項ノ場合ニ於テハ言證アリタルヨリ三日内第二
項ノ場合ニ於テハ言證書ノ送達アリタルヨリ五日内
トス

第七条 第五条ニ定メタル期間内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ア以テ確定モノトス

行政執行法(抄) (明三三・六・二、法八四)

第一条 当該行政官庁ハ泥酔者、瘋顛者自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ム者ニ対シ必要ナル検束ヲ加ヘ戎器、児器其ノ他危険ノ虞アル物件ノ仮領置ヲ為スコトヲ得暴行、闖争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ対シ之ヲ予防スル為必要ナルトキ亦同シ前項ノ検束ハ翌日ノ日没後ニ至ルコトヲ得ス又仮領置ハ三十日以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムヘシ

治安警察法(抄) (明三三・三・一〇、法三六)

第八条 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得
総社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法処分ニ由リ権利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九条 集会ニ於テハ重罪輕罪ノ予審ニ關スル事項ヲ

公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ傍聴ア禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ス
集会ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞讃若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ア為スコトヲ得ス

第十条 集会ニ於ケル講談論議ニシテ前条ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ添シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

第十二条 隊社、集会又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、会長、発起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル会員者ト認ムル者ニ於テ之ニ答ヘシ
警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集会ニ監視シムルコトヲ得其ノ集会ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此ノ場合ニハ発起人三於テ又ハ警察官ノ主タル会員者ト認ムル者ニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供スベシ

第十三条 集会又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧擾

シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得

第十三条 集会及多衆ノ運動ニ於テハ戎器又ハ児器ヲ携帯スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ戎器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十四条 秘密ノ結社ハ之ヲ禁ス

第十五条 法令ヲ以テ組織シタル議会ノ議員議事準備ノ為ニ相団結スルモノニ対シテハ第一条及第五条ヲ適用セス

第十六条 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、図画、詩歌ノ掲示、頒布、朗説若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作為ヲ為シ其ノ状況安寧秩序ヲ棄シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十七条 削除
参考ヘ大正十五年法五八削除前の条文

第十七条 左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行、脅迫シ若ハ公然譴謔シ又ハ第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑シ若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 労務ノ条件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ為スヘキ團體ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコトヲ

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇セシメ若ハ労務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廢セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三 労務ノ条件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強コルコト耕作ノ目的ニ出ツル土地賃借ノ条件ニ關シ承諾ヲ強エルカ為相手方ニ対シ暴行、脅迫シ若ハ公然譴謔スルコトヲ得ス

第十八条 行政官庁ハ安寧秩序ヲ保持スル為必要ト認ムルトキハ戎器、爆發物又ハ戎器ヲ仕込みタル物件ノ携帯ヲ禁スルコトヲ得